時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千八百三十二號
明治廿三年十一月八日　土曜日
舊暦庚寅九月廿六日(癸巳)
日出午前六時十一分　日入午後四時三十九分　月入午後十一時二十九分
滿潮午前一時五十分　午後二時二十五分
(西暦一千八百九十年)

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

窮民の末路を如何せん

社會の事物漸く進步するに隨ひ窮民の數次第に增加するは東西各國ともに運命を同ふし何れの國に於ても人口の大半は所謂勞働者にして日々の勞働に衣食する者なり然るに人口の多きを加ふると同時に器械利用の便も亦大に開けて總ての仕事に人力を要すること昔日の如くならざるの事情あるが故に勞働者の賃銀は次第に低下して之を使用する者の爲めには誠に都合よければも被用者は益々窮せざるを得ず即ち今の世界に貧富懸隔の相を現し窮民の多きを致す由縁にして社會の大勢と云ふも可なるが如くなれども此勢の儘に任せたらんには多數の窮民は到底浮む瀨ある可らず彼の西洋諸國に流行する社會主義共產主義の如きは即ち此窮民輩の爲めに氣を吐くものにして近來は其勢熖頗る盛にして著しく社會の表裡に出沒して時に大に世の耳目を駭かすことなきにあらず思ふに此主義の運動果して能く貧富懸隔の勢に抵敵して終に窮民の爲めに其屈を伸ることを得べきや否や知る可らずと雖も貧富の競爭とも云ふ可き此現象の成行如何は今後經世家の注目を要する一大事件なる可し幸にして我國の有樣は貧富懸隔の度未だ西洋諸國の如く甚しからず隨て窮民の數も割合に少なしと雖も近年來人口の增加は事實に疑ふ可らずして且器械利用の便も日を逐ふて開くるのみならず從來日本の封建政治は恰も社會主義の政略とも名く可きものにして土地の兼併を制し貸借の私事に干涉し甚だしきは貸主に命じて其權利を拋棄せしむるなど勉めて富者を抑へ貧人を扶くるの趣意にして政府自ら社會主義を行ふの實ありしを以て自ら貧富懸隔の勢を中和して甚だしきに至らしめざるの事情もありしなれども今日に至りては是等の事もなく全く社會自然の成行に任ずるが故に其勢は益す〳〵速かならざるを得ず而して彼等の末路は終に如何なる可きや否もなく兎もなく窮民の運命に安ず可きや若しくは反動の勢、一種の運動を爲りて其成行に抗することを試む可きや否やは今後の一疑問なる可し人或は日く日本の下等人民は性質從順なる上に其の知識の如きも西洋諸國の窮民と同日の談にあらずして一致結合の運動を爲すなどは思ひも寄らざる所なれば斯る心配は無要なりと云ふものあれども我輩の所見に於ては然らず日本の窮民は西洋諸國のものに比して幾分か事情を異にするに相違なかる可しと雖も窮して而して濫せざるは之を君子以外の人に望む可らず貧富懸隔の成行いよ〳〵急にして其勢、眼前に迫るときは多數の窮民は玆に濫せざらん事を欲するも得べからず其運動の方法如何は兎も角も早晩競爭の有樣を現出するは止むを得ざるの勢あるが如し而して更に此勢を促して急ならしむるの事情あるは外ならず目下我國には此多數の窮民の外に更に一種の窮民あり即ち世に所謂壯士なるものにして今日の處にては政治上偶然の特發症に似たれども其病根を尋ぬれば遠く封建の餘弊に由來して畢竟は其遺傳の敎育今の社會の成行に適せず精神の目的と生活の實際と相反對して其平を得ざるの結果なれば不平の要點は寧ろ社會上に在るものと云はざるを得ず故に今の政界多事の場合に處する彼等の擧動を見れば恰かも政治上に不平を抱くものの如くなれども其所謂不平なるものは實際政治上に關するものにあらず例へば他日日本の政治に非常の變革ありて今日の政弊と認むる所のもの全く一新するの機會ありとするも到底彼等の不平を滿足せしむること能はざるは我輩の敢て斷言する所なれば今後我政治上の有樣は如何樣に變ずるも壯士輩の不平は到底慰むるの期なく遂には其本相を現はして社會に對するの不平と爲り更に一步を進むれば此の壯士なる一種の窮民は彼の多數なる社會の窮民と一致結合して運動を共にするにも至る可し其曉こそ即ち日本の社會に社會共產主義の運動を見るの日にして今日の事情より推測するに早晩この事あるは免れざるものゝ如し蓋し歐洲諸國の如きは目下正に窮民の處置法に苦しみ或は人口の增殖制限す可しと云ひ或は敎育の方法を改良す可しと云ひ或は又殖民移住を獎勵す可しと云ひ學者政治家の苦心一方ならずと云ふ我國の有樣は彼と同日の論にあらずと雖も今日に於て既に前述の兆候ある以上は決して之を輕々に看過す可らず我輩は今より將來の成行を推測して聊か世間の注意を促し世の識者と共に此問題の研究に從事せんとする者あり

官報

朕帝國大學令中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年十一月六日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
文部大臣　芳川顯正

勅令第二百六十九號

帝國大學令中左ノ通改正ス

第十一條　各分科大學職員ヲ置ク左ノ如シ

長　奏任
敎頭　奏任
敎授　奏任
助敎授　奏任
舍監　奏任
書記　判任
技手　判任

敎授ハ特ニ勅任トナスコトアルヘシ又長及敎頭ハ勅任ノ敎授ヨリ兼任ノ者ハ勅任トス

第十四條削除ス

勅令第二百六十九號參照

勅令第三號帝國大學令(明治十九年三月二日官報)抄錄

第十一條　各分科大學職員ヲ置ク左ノ如シ

長　奏任
敎頭　奏任
敎授　奏任
助敎授　奏任
舍監　奏任
書記　判任

第十四條　各分科大學ノ敎授助敎授ノ人員ハ其學科ノ種類及學生ノ員數ニ應シテ別ニ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

朕帝國大學職員官等改正及定員ノ件ヲ裁可ス

御名　御璽

明治二十三年十一月六日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
文部大臣　芳川顯正

勅令第二百七十號

帝國大學職員官等定員

總長	一人	勅任
分科大學長	六人	
敎頭	六人	

分科大學長及敎頭ハ奏任二等以上ノ敎授ヨリ兼任ス其官等ハ本官ニ同シ

敎授	百十八人	奏任四等以上

特ニ勅任トナスモノハ勅任二等トス但人員十二人以內トス

書記官	三人	奏任
助敎授	六十七人	奏任四等以下
舍監	六人	奏任四等以下
書記	七十六人	判任
技手	百十二人	判任

○內務省告示第四十號

英彥山神社　福岡縣豐前國田川郡鎭座
祭神　忍骨命

右社格ヲ官幣小社ニ列セラルヽ旨仰出サル

明治二十三年十一月七日　內務大臣伯爵西鄕從道

○警察令第十八號

明治二十三年(八月)警察令第十四號劇場取締規則附則中左ノ一項ヲ追加ス

五　劇場類燒ノ際ハ土地ノ狀況ニヨリ學校又ハ病院其他必要ト認ムル場所ニ對シ適當ノ距離ヲ取ラシムルコトアルヘシ

明治二十三年十一月七日　警視總監子爵田中光顯

雜報

○品川灣軍艦端艇競漕會　と題して一昨日の本欄に揭げたる項中第一回カッターの競漕に浪速第三着にして三等賞を得たりとあるは誤りにて第三着は海門にして三等賞を得たる由に付玆に是正す

○國民自由黨の演說會　と題し一昨日の本欄に揭げたる一項に付左の如く申來りたれば前報を是正す

謹啓陳者貴社新聞紙上にて小生を以て國民自由黨の一人なるが如く記載し且該黨の遊說員として横濱の政談演說會に出席する趣揭載有之候得共右は全く無根の誣說に付全文御揭載の上正誤被成下度奉願上候　以上

十一月七日　小林千太郎
時事新報社　御中

○日本の政況幷に宣敎事業に及ぼす影響　我日本仙臺にて耶蘇宣敎事務に從事せし米國人フォレスト氏は同國のミショナリー、ヘラルド新聞に書を寄せ日本の政況幷に宣敎事業に及ぼす影響に付意見を述べて曰く今春ウーザ氏は東京に於て兇徒の爲めに殺害せられ其後間もなくしてサムマース氏は皇太后御通輦の際帽を脫せざりしとて衞兵の爲めに制せられ近頃イムブリー氏は東京高等中學校生徒の爲めに攻擊せられしより外國人民は種々の想像を起し余の歸國以來屢々余に向ひて「日本にある宣敎師は殺害されんとするや」「宣敎師は日本より放逐せらるゝや」「吾人は砲艦若干をして日本沿海を巡邏せしむるこそ得策にあらずや」などの疑問を起せし者あり余は日本の形勢を了解するの便に供せんが爲め左に數點を略記すべし

第一　現行條約に從へば外國人は日本の開港場內に居留するを得れども日本人の爲に雇使せらるゝ外國人を除けば內地に居住する事を許されず京都、岡山、仙臺、名古屋等にある宣敎師は敎授の契約をなせし爲に其地に在留するを得るなり斯くて日本人の爲に雇使せらるゝ外人は男女を問はず特別の通行劵なくしては開港場へ旅行する能はず又現行條約は開港場外にて外人に土地家屋を所有せしむるを許さゞるが故に外人は外國の金を費して建築したる敎堂學校等を公然自分の名義にて所有するを得ず唯信を置くに足る日本人をして法律上之を所有せしむるのみ現に日本居留地外には數百萬金
を愛したる外人の邸宅、
の名義を以て其一部分だ
第二外國人は居留地內に
れも日本の法律に從はず
監獄等の組織も亦整へる
如何ある罪を犯すも之を
は自國の裁判所を日本の
けたり我宣敎師の一人は
市民を審問せし時陪審官
は我領事幷に陪審官に依
し歐洲中の一國が米人を
內にて捕縛し之を審問せ
は必ず一體となりて奮起
ん然り而して耶蘇敎國民
に於て行ふは公平なる平
したる諸條約を廢し日本
は正當にあらざる乎是等
なさんとすれば日本に向
も大に熟考せざる可から
第三　吾人は日本國民の
を喜ぶと雖も米國人民中
を廢し本年まで刑法及び
る者稀なり然らば最も友
の自治を許す條約を結ぶ
典を五年若くは十年間試
日本の裁判に服せしめん
平之を爲したるは唯墨西
の三大國に向て直に三國
る事を請求せず彼は數年
計畫をなしたり之を換言
國の經世家と商議して外
時外國判事を列席せしむ
て得策なりと感じたり然
司法及び關稅の自治を回
し諸條約國に對して充分
て保守派の大なる團體は
治家と共に連合し其勢力
破ぶる程ありき彼等は甚
外國が許與するを欲せざ
第四此の如き事情なれば
あらん而して激昂したる
の怨となすものありて過
事なり左れば今日若し人
くは日本人の爲に攻擊を
敎師は內地に散在するが
ども日本政府は全力を盡
吾人に對して大なる攻擊

○慶應義塾々友會　去る
常盤樓に於て同會を開き
舊を溫ね新を語りて一夕
頃なりし當時同地方にあ
れども當日差支ありて出
會したるものにても多數
なきものさへありしが同
互に打解けて語らふなど
の人々は左の如し
鹿嶋秀麿、井田清三、岩
雄、緒方郁一郎、渡邊
井又二、門野重九郎、金